

受給資格期間短縮の施行に向けた 対応状況等について

平成29年9月13日



厚生労働省年金局事業管理課

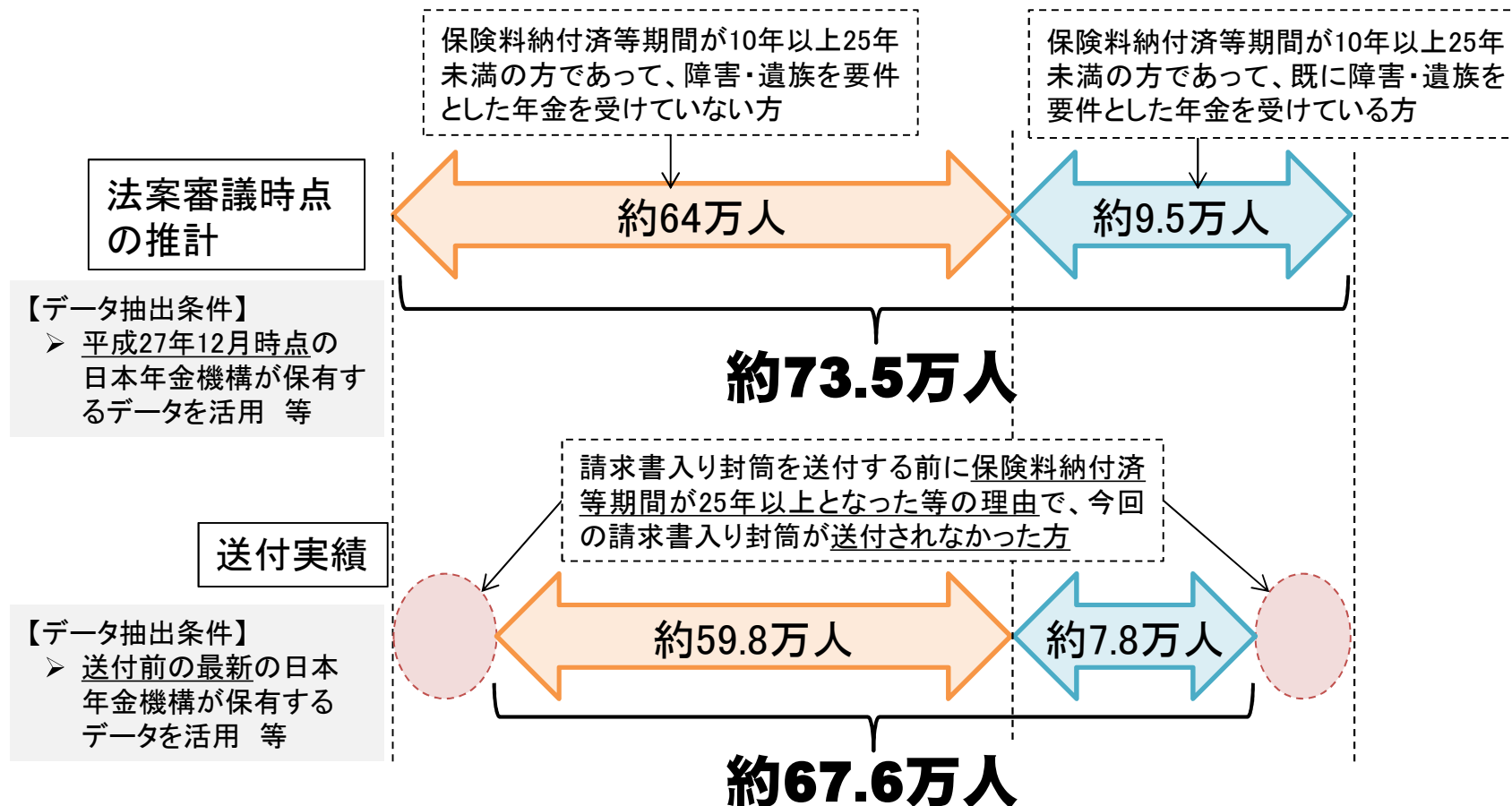
受給資格期間短縮の施行に当たっての取組

- ✓ 平成29年8月1日より、年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されている。
- ✓ 日本年金機構は、本年2月末から7月上旬にかけて、保険料納付済等期間が10年以上25年未満の方に対し、年金請求書の入った封筒（約67.6万人）を送付。年金請求書を年金事務所又は市区町村に提出していただくため、これまで、以下の取組を実施。
- ✓ 本年7月中に手続きが完了した方については、本年10月に支払う予定。それ以降に手続きをした方についても、11月以降順次、遡って支払う予定。（手続きの時効は5年）

項目	これまでに実施してきている取組
年金請求書の提出勧奨	① 月曜日の延長時間や第2土曜日の開所時間における予約制の完全実施【5月1日から実施済】 ② 市区町村、生活保護実施機関等への協力依頼【6月5日から実施済】 ③ 年金請求書が未提出の方への文書勧奨【6月19日～8月31日】 ④ 年金請求書が未提出の方への電話勧奨（予約受付を含む）【6月19日～8月31日】 ⑤ 年金請求書の未提出情報の市区町村への提供【7月27日】 ⑥ 毎週土曜日の休日相談の実施【7月】
予約率の向上	① 年金請求書送付用封筒の「予約制」の案内の見直し【5月15日送付分から実施済】 ② 日本年金機構ホームページの「バナー」の見直し【5月15日から実施済】 ③ 年金請求書の未提出情報の市区町村への提供【7月27日】 ④ 毎週土曜日の休日相談の実施【7月】
周知広報	① 市区町村における広報の協力依頼【5月1日、19日に実施済】 ② 政府広報等による周知【3月29日他】 ③ 厚生労働省Facebook、Twitterによる情報発信【6月中旬～】 ④ 金融機関等への予約制周知の協力依頼【6月15日】
関係機関等への協力要請	① 民生委員、社会福祉協議会への協力要請（請求手続の案内等） ② 介護保険施設入所者に対する施設職員等による必要な支援 ③ 生活保護受給者に対する福祉事務所等による必要な支援

請求書入り封筒の送付数等について

✓ 請求書入り封筒の送付数について、これまでの推計値と送付実績の関係は以下のとおり。



【その他の方への対応】

- ◆ 保険料納付済等期間が10年以上25年未満の方でも、住民基本台帳ネットワークが保有する情報と一致しない方（亡くなった方等を含む。約12.7万人）には、7月下旬に、別途、お知らせハガキを送付済み。
- ◆ 保険料納付済等期間が10年未満の方には、平成29年中から、お知らせハガキを順次送付する予定。

(参考1) 年金請求書送付スケジュールと送付者数

✓ 年齢の高い対象者から順に、計約67.6万人に送付を実施。

	送付時期	年金請求書が送付される方	送付者数
①	平成29年2月28日	大正15年4月2日～昭和17年4月1生まれ (91歳～75歳)	20,000人
②	平成29年3月13日		91,385人
③	平成29年3月27日	昭和17年4月2日～昭和23年4月1生まれ (75歳～69歳)	73,000人
④	平成29年4月17日		99,232人
⑤	平成29年5月2日	昭和23年4月2日～昭和26年7月1生まれ (69歳～66歳)	87,873人
⑥	平成29年5月15日		82,358人
⑦	平成29年5月22日	昭和26年7月2日～昭和30年10月1生まれ【女性】 昭和26年7月2日～昭和30年8月1生まれ【男性】 (66歳～61歳)	93,050人
⑧	平成29年6月21日		81,833人
⑨	平成29年6月30日	昭和30年10月2日～昭和32年8月1生まれ【女性】 (61歳～60歳)	37,758人
⑩	平成29年7月10日	大正15年4月1日以前生まれ(91歳～)	9,985人

(注) 国共済、地共済及び私学共済に加入した期間がある方は、生年月日に関係なく、⑩の時期に送付。

✓ 黄色の封筒、右上に「短縮」と記載された封筒を、対象者に送付。

【送付実施機関】

1

年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

●この年金請求書には、日本年金機構で預かりしている情報をあらかじめ印字しています。
印字内容が異なる場合は、二重線を引いて訂正してください。
(訂正した箇所については別途手続きが必要です。年金事務所等にご連絡ください。)

●ご本人(年金を受ける方)が記入する箇所は の部分です。

●代理人の方が提出する場合は、ご本人(年金を受ける方)が12ページにある委任状をご記入ください。

短縮

簡易コード
7 1 1

シール貼付作業

☐ 08 平成29年8月1日

1. ご本人(年金を受ける方)の印字内容を確認のうえ、太枠内をご記入ください。

郵便番号	XXXX-XXXX		
フリガナ			
住所	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		
フリガナ	XXXX XXXX		
氏名	XX XX	様	未送還記録用 QRコード
署名欄	(印)		
		社会保険労務士の提出代行者印	
		(印)	
基礎年金番号	XXXX-XXXXXX	生年月日	XX年XX月XX日
電話番号1	— —	電話番号2	— —

*ご本人(年金を受ける方)が自ら署名する場合は、押印は不要です。
代理人等がご本人の氏名を記入した場合は、押印が必要です。

*日中に連絡が取れる電話番号(携帯等可)をご記入ください。 *予備の電話番号(携帯等可)があれば記入ください。

2. 年金の受取口座をご記入ください。貯蓄型口座または預金型口座への振込みはできません。

受取機関	フリガナ	氏名	口座番号(左詰めで記入)
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	(氏)	(名)	1. 普通 2. 当座
2. ゆうちょ銀行(郵便局)			
金融機関コード	支店コード	銀行 金融 信託 郵便 信託 信託 信託	本店 支店 出金 支店 支店
貯金通帳の口座番号			
記号(左詰めで記入)		番号(右詰めで記入)	
支店局コード		支店局コード	

*金融機関またはゆうちょ銀行の証明
*通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の順)を添付する場合、証明は不要です。
1ページの出金フリガナ、口座名義人の氏名フリガナが同一であることを確認してください。

1

(参考3)お知らせハガキの内容

- ✓ 保険料納付済等期間が10年以上25年未満の方で、住民基本台帳ネットワークが保有する情報と一致しない方（亡くなった方等を含む）に、約12.7万通のお知らせハガキを送付済み（7月24日）。内容は以下のとおり。

郵便はがき

次の注意事項をお読みいただいた上で、開封してください

このお知らせは、日本年金機構に以前にお届けいただいた住所宛てに送付しています。

万が一、ご自身のものではない場合は、大変お手数ですが、このはがきの表面に「受取人転居」等と記載していただき、郵便差し出し箱（郵便ポスト）に投函してください。

年金についてのお問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1165

お問い合わせの際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

＜受付時間＞ 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

・ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

・「03-6700-1165」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

・代理人（二親等以内）の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

日本年金機構ホームページでは年金に関する手続きのご案内、制度改正の概要、お近くの年金事務所の所在地・お問い合わせ先などをご覧いただけます。

日本年金機構  <http://www.nenkin.go.jp/>

料金後納郵便

親展

年金を受け取るために必要な保険料の納付期間が
25年から10年になります！

差出人  **日本年金機構**
Japan Pension Service
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

ご案内は内側にあります。
矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください)

【表面】

【裏面】

年金を受け取れる可能性があります！

○これまで、年金を受け取るためには資格期間※が25年以上必要でしたが、平成29年8月からは、10年に短縮されます。

※資格期間の例
・国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
・サラリーマンの期間（厚生年金保険や共済組合等の加入期間）
・年金制度に加入していても資格期間に加えることができる期間（昭和61年3月以前に、サラリーマンの配偶者だった期間など） 等

○あなたの場合、この資格期間が10年以上あるものと思われます。

ねんきんダイヤルで相談日時を予約！

年金を受け取るためには、手続きが必要です。必ず右ページのねんきんダイヤルでご予約のうえ、年金事務所、街角の年金相談センターに訪ねます。

※お早めにご連絡いただきますようお願いいたします。

照会番号

※お問い合わせの際は、照会番号をお知らせ下さい。

相談窓口の混雑が予想されます

ご相談・お手続きの際は
必ず予約
のうえ来訪願います

ご予約すると・・・

①スムーズに相談できます！
②相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します！

予約の申し込みは「ねんきんダイヤル」へ！

0570-05-1165

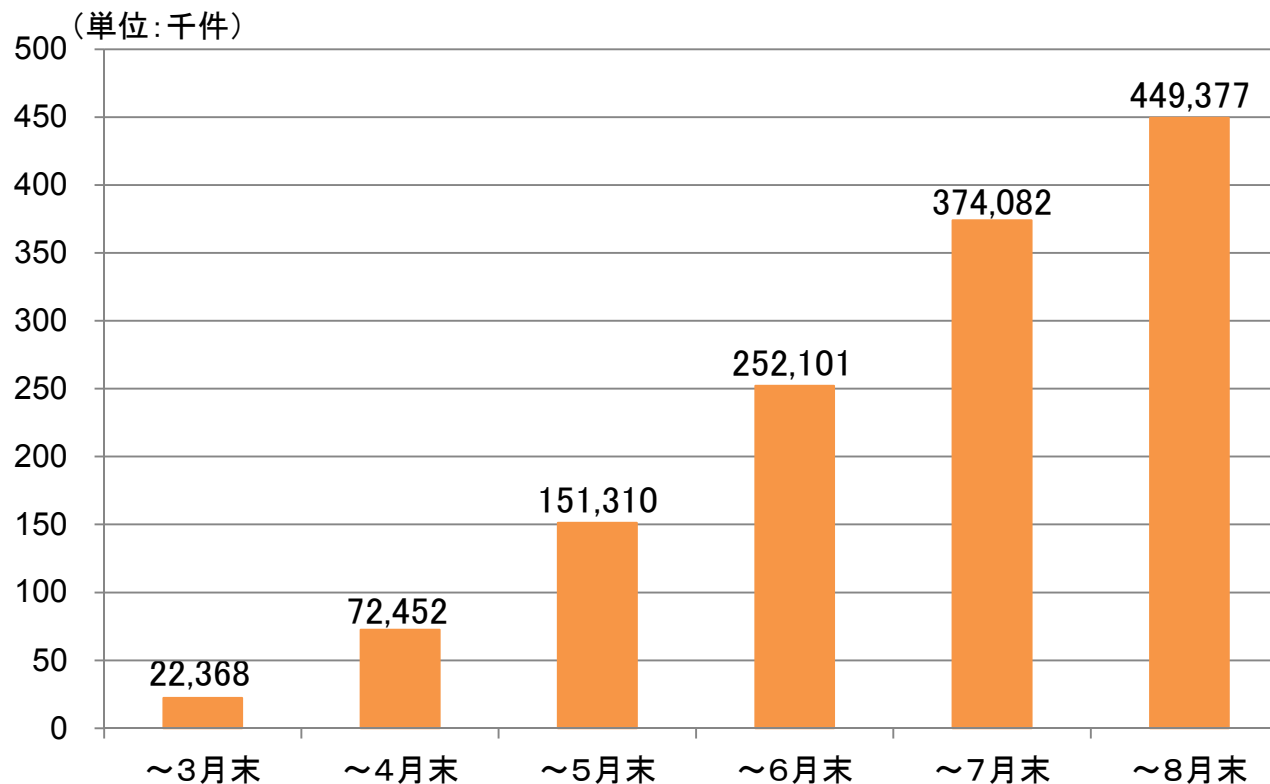
＜受付時間＞
月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

○予約相談希望日の前日まで受付しています。
○ご予約の際は、今回送付したお知らせをお手元に準備してください。
○ご予約は、お近くの年金事務所でも受付しています。

 **日本年金機構**
Japan Pension Service

年金請求書(受給資格期間10年以上25年未満)の請求手続状況について

- ✓ 7月末までに年金事務所等で受け付けた請求書(受給資格期間10年以上25年未満)の総数は、約37.4万人。



I. 7月末までに請求書を受け付けた約37.4万人の内訳は以下のとおり。

①請求書入り封筒を送付した方(②を除く) 約31.2万人

②請求書入り封筒を送付した方のうち、既に障害・遺族を要件とした年金を受給している方 約2.6万人

③請求書入り封筒の送付対象外であった方(保険料納付済等期間が10年未満の方でカラ期間を足すと10年以上となった方等) 約3.6万人

II. 上記の約37.4万人の他に、請求書入り封筒を送付した方のうち、年金事務所等の窓口で、請求手続をした結果、カラ期間等が確認されたため、受給資格期間が25年以上となった方は、約4.3万人。

⇒上記 I ①に II を加えると約35.5万人となり、請求書入り封筒を送付した保険料納付済等期間が10年以上25年未満の方のうち、障害・遺族を要件とした年金を受けていない方の数、約59.8万人に対して、約59.4%。